

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17H00961

研究課題名（和文）新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方

研究課題名（英文）The new stage of information society and the protection of rights under private law

研究代表者

潮見 佳男（Shiomi, Yoshio）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70178854

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 25,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、AI、ネットワーク、ビッグデータに関係して生じる権利利益侵害を取り上げ、不法行為法その他の私法の観点から検討した。この検討を通じて、AIの投入にどのような責任原理をもって対応すべきか、ネットワークに関連する被害に対してどのような救済を与えるべきか、個人情報の収集・利活用について私法がどのように規律すべきかという3つの課題やその派生問題について、理論的分析に裏づけられた立法論や解釈論を提示することができた。また、本研究は、外国語による研究成果を通じて、不法行為法その他の私法分野につき、国際的な情報発信にも貢献した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、AI、ネットワークやビッグデータといった情報技術がもたらす最先端かつ未解決の社会的・法的課題に取り組み、私法の基礎理論を踏まえつつ利益の対立状況に適合した解決を目指したところにある。コロナ禍を通じて社会や個人の情報技術への依存度が一層高まったことによって、本研究が取り組んだ研究課題は重要性がさらに増した。また、外国語による研究成果は、日本の私法に関する国際発信にも大きく貢献した。

研究成果の概要（英文）：The present research project has examined the infringement of rights and interests arising in the context of AI, networks and big data from the point of view of private law, in particular tort law. This made it possible to put forward solutions based on a thorough theoretical analysis, both under the present law as well as for future legislation, regarding the following three main issues and related questions: first, which principle of liability is to be applied in the context of introducing AI; second, which remedies are to be awarded in case of damage incurred in connection with networks; and third, how private law rules relating to the accumulation and use of personal information are to be framed. Further, the present research project has contributed to making Japanese tort law as well as other private law areas internationally known by publishing the research results in foreign languages.

研究分野：民法

キーワード：不法行為 情報法 AI 無過失責任 救済手段 個人情報

1. 研究開始当初の背景

社会の情報化は、情報通信技術の一層の発展によって新たな段階を迎えつつある。インターネットやネットワークは、いまや、コンピュータ相互の結合をはるかに超えて、我々を取り囲むあらゆる物に及んでおり、また、このネットワークを通じて、膨大な情報がリアルタイムに収集され無限に蓄積されていく。ここにコンピュータの処理能力の飛躍的向上が組み合わせあって、収集・蓄積されたビッグデータは、様々の目的・用途に活用されている。同時に、コンピュータは、ビッグデータを学習した AI を備えることにより、人間の活動に取って代わりつつある。

これらの特徴が示すとおり、現在の情報化社会は、これまでにない構造的特質を備え、新段階の情報化社会と呼ぶにふさわしい。ところが、新段階への移行は、多大な利便をもたらす一方で、これまでにない新たなタイプの権利・利益侵害を生じさせる。

第1に、AI が人に代わって判断を行い、機械を運転するようになれば、AI の性能の欠陥または限界による誤った判断が原因となって、個々人の身体・物が侵害される事故が生じうる。第2に、外部からの事故によって基幹インフラをなすネットワークに障害が発生した場合には、その運営主体が被害を受けるだけでなく、膨大な数の利用者のもとでも波及的被害が生じることになる。第3に、大量のデータの収集の対象は、個々人の日常的活動に伴って生成される各種の情報に及ぶ。これらのデータが収集・蓄積・利用される過程には、個人の権利利益が侵害されるおそれを伴う。

これら新たなタイプの権利利益侵害への対処は、私法制度にとっても喫緊の課題である。ところが、これらの場面は、前記の特質と結び付いているために、侵害行為が現実世界からネットワーク上に移行したといった単純な視角によっては対応が困難である。本研究は、このような課題認識を背景とする。

2. 研究の目的

本研究では、前記の場面に代表される新たなタイプの権利利益侵害を抽出して、私法上の諸制度による対応を中心に、そこでの権利利益保護のあり方を解明することを研究目的とした。具体的には、以下の3つの問題への取組みを研究のベースに置きつつ、これらに関連・派生する問題として、AI、ネットワーク、ビッグデータに関して生じる権利利益侵害を幅広く検討することを目的とした。

第1に、AI が引き起こした事故にも対応できるように、責任原理の再編成を図る。これまでの不法行為法は、人の不適切な行動が加害の原因となった場合を想定した過失責任を原則の地位におくとともに、物が直接の加害原因となった場合については特別に無過失責任を定めてきた。ところが、AI の性能の欠陥や限界などに起因する事故は、人の行動が原因でも物が原因でもない。誰が、どのような責任原理に基づき、どのような要件により責任を負うべきであるか。

第2に、ネットワーク障害による間接被害やネットワーク上で行われる侵害行為にも対応できるように、救済法理の再編成を図る。1つの事故から波及して膨大な数の者が損失を受ける場合に、この損失の賠償をどの範囲で認めるべきかという問題は、従来も類似の例が知られていたが、どのように考えるべきか。また、ネットワーク上の侵害行為に関して、情報媒介者の地位にあるプロバイダ等に対する削除請求をどの範囲で認めるべきか、直接の情報発信者に対する場合とどのように異なるのか。

第3に、個人情報の収集・利活用に対する私法的規律の構築を図る。これまで、個人情報の収集・解析等に関する法的規律は、公法的規制が中心となってきた。しかし、データを収集・解析する事業者と各個人との間の法律関係が純粋に私法的性質のものであることに照らせば、民法分野からも民法上の諸制度に即しての検討が深められなければならない。どのような権利利益の侵害が問題となりえて、また、その侵害に対して、私法上、どのような保護手段を構想することができるのか。

3. 研究の方法

研究にあたっては、前記3つの研究課題に対応する責任原理班、救済法理班、情報保護班に加えて、領域横断的な比較法研究班を組織した。

研究期間の前半(基盤確立期)では、これらの各班が分担して基礎理論の研究および具体的な法律問題の抽出・分析を進めた結果、前記の問題場面のほかにも、AI、ネットワーク、ビッグデータに関係する権利利益侵害をめぐる法律問題が確認された。そこで、研究期間の後半(展開応用期)においては、これらの関連・派生問題をも研究目的に取り込み、全体研究会や各自の個別研究を通じて、具体的な法律問題の検討を進めた。

4. 研究成果

(1) AI の投入に対応するための責任原理およびその関連・派生問題について

AI の投入と過失責任・無過失責任

近い将来、AI が人の判断・活動に置き換わるに至った段階では、AI のミスや能力の限界が原

因となって身体・物が侵害される事故の発生が予想される。この種の事故について、どのような責任原理に基づく責任規律を構想すべきか。この問題については、AI の投入それ自体は特別の責任原理や責任規律を要請するものではないとする見解が提示された。

AI の投入場面の典型は、自動運転車に代表される施設・機械の自動運転の場面である。この場面では、事故の危険は、自動運転ではなく、自動運転される機械それ自体の側にある（機械が強い作用を発揮するからこそ、回避が困難な事故が発生しうる）。そのため、事故の危険を無過失責任により規律するにあたっては、AI ではなく機械一般を対象とする無過失責任を導入すべきであって、自動運転はその適用場面の1つとして位置づければ足りる。機械一般を規律対象とするこのような無過失責任は、運行供用者責任や土地工作物所有者の責任を手がかりに、危険責任および瑕疵責任としての立法を図ることができる。

次に、医療における診断行為など、専門家が高度の知見に基づく判断を求められる領域に AI が投入される場面もある。この場面では、専門家その人が最終的な判断を下すべき地位にあるため、AI の判断の誤りは、最終的に、それに依拠した専門家の判断における過失となって現れる。したがって、この場面は、専門家の過失責任を問うことで足りる。

AI の法主体性

AI が人の活動に置き換わる事態は、民法上、上記 の問題以外にも、AI に法主体性を与えるべきかという問題を提起する。この問題については、次の見解が議論された。

まず、AI が契約に関わる場合について、最終的な判断主体は人間であるといえるならば、この場面でAI の権利能力を認める必要はない。とはいえ、AI を利用する人間の包括的な意思を超えて、AI 自身が契約締結の判断をしているといえる場合には、AI 自身を契約当事者または代理人と捉えるべきであり、そのためには権利能力を認める必要があるのではないかと議論された。

また、権利能力の問題に関連して、遠い将来、AI（ロボット）が人間と同様の社会生活を営む存在となったときに、AI に人間と同様の人格権が与えられるべきか。「生命・身体」や名誉、プライバシー等、人格権として論じられる個々の要素がなぜ保護されるのかに着目するとき、AI の利益のため、または社会の利益のために、AI が有すべき人格権もあるのではないかと議論された。

いずれの場面についても、AI に権利能力を認めるためには、自然人と法人、いずれの権利能力制度をモデルとするのが問題となるが、前者をモデルとするとしても、後者に倣った公示および財産割当ての規律が必要である。

AI によるコンテンツ生成に際しての著作権侵害責任

上記 の問題に関連して、既存の著作物を機械学習させて作成された学習済みモデルから出力された AI 生成物が、その創作的表現においても、学習用データに含まれる既存の著作物と共通する場合に、著作権侵害の成立を認めるべきなのか、侵害が成立するとして誰に責任を負わせるのが問題となる。この問題については、個別研究を通じて次のことが明らかにされた。

侵害の成立要件として大きな問題となり得るのは、依拠、すなわち、他人の著作物に接し（アクセスし）、これを基にして著作物を作成・利用していることを求める要件である。AI によるコンテンツ生成プロセス自体はブラックボックスであり、実際にどのような過程を経てコンテンツの生成に至ったのかを外部から明らかにすることは不可能に近い。しかしながら、出力された AI 生成物と機械学習に用いられた（無許諾の）元の著作物が、アクセスしていなければこれほど似ることはあり得ないといえるほどに類似している場合には、そのまま依拠ありと推認することは許される。

次に、侵害が成立するとした場合、誰がその責任を負うのかという問題については、AI 利用者に加えて、他人の著作物をデータとして AI に機械学習させた「学習済みモデルの作成者」も、直接的・物理的には AI 生成物の作成・出力（複製）を行っていないとはいえ、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮すれば、原則として侵害主体と（規範的に）評価されると考えるべきである。

AI の投入による公的決定の自動化

上記の諸課題に加え、公的主体の決定を自動化するために AI が投入される場合には、さらなる問題が生じる。公法学の観点から、以下のような対応可能性が議論された。

機械学習型のアルゴリズムが決定を担うことによる民主的正統性の不足は、人間の判断を超える知識創出能力や、適切なコントロールの機会の確保を理由に埋め合わせうる。私人の権利に対する影響が大きい行政処分の自動化については、判断プロセスの重大な変容を理由に法律の根拠を要求しつつ、繊細な判断を要する裁量決定への利用を一般法で禁止、各分野での発展に応じて個別法による解除を待つ対応も考えられる。具体的な決定手続では、人間の手作業による判断への変更可能性を確保すべき一方で、事後の救済手段を拡充する必要もある。また、情報の共有・伝達システムの進展に伴い、私人に対する直接の調査がなくとも、決定に必要な情報を容易に得ることが可能となる。このことは、他面では私人の与り知らぬ権利侵害をも引き起こしうるため、私法と公法とが協働し、システム全体を視野にいれて、情報の適正な取扱いを確保することが求められる。

(2) ネットワーク関連被害に対応する救済手段について ネットワーク障害による間接被害

ネットワークの障害は利用者全体に影響が及ぶところ、回線の切断事故等によって障害を生じさせた者は、ネットワーク運営者だけでなく、利用者全体に対しても責任を負うのか。この問題については、次の見解が提示された。

ある者に対する有形的加害が、別の者において営業上の損失を生じさせる場面(営業の間接的侵害)は、自動車事故によって重要な従業員を失った企業や送電線切断事故によって電力を遮断された工場等にも、既に例がある。これらの事例において、企業や工場の営業被害は、それが従業員や送電線に強く依存する関係にあるがために生じるものであるところ、依存関係を介した被害でしかないことは、当該被害の要保護性を引き下げる方向に作用する。ネットワーク障害の場面でも、同じように強い依存関係があてはまり、また、利用者の営業被害の範囲が膨大になりうることから、障害を惹起した者は利用者各自に対して責任を負わないと解すべきである。

検索事業者等に対する削除請求

インターネット上に流通する権利侵害情報に対する救済手段としては、削除請求が有効である。直接の発信者の特定が容易でないことから、実務上は、直接の発信者以外に対する削除請求が重要となる。この問題に関しては、その要件について次のことが明らかにされた。

最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 巻 1 号 63 頁は、検索事業者に対する削除請求を認めるための要件として、プライバシーに属する「事実を公表されない法的利益」が当該事実を含む記事等が掲載された「URL 等を検索結果として提供する理由に関する諸事情」に優越することが「明らかな」場合に限って削除請求を認めるとする。利益衡量的手法は、プライバシー侵害による損害賠償請求の可否を決するについても採られていたが、同決定が、従来の損害賠償請求の事案と異なり優越の明白性を要求したのはなぜかが、他にいかなる場合に明白性が要求されるかを分析するために問題となる。正当化できるか否かは別として、同決定の判示からは、検索事業者の特殊性をもって明白性を要求する根拠としたと考えられるが、その特殊性をどこに見出すかによって、検索事業者以外の SNS 事業者等に対する請求にまで明白性を要求するかは変わり得る。また、検索事業者の特殊性を明白性の根拠とするならば、名誉毀損の場合の検索事業者に対する削除請求についても、やはり明白性は要求され得るということになる。

権利侵害による利益の吐き出し

インターネット上に流通する権利侵害情報に対応するうえでは、利益吐き出しという救済手段も、予防機能を高める効果がある。この救済手段については、個別研究を通じて次のことが明らかにされた。

近時の議論において、いわゆる利益吐出しを実現しうる民法上の手段としては、主に不法行為による損害賠償が念頭に置かれている。その根拠として挙げられるのは、不法行為の抑止のため不法行為による利益取得を許すべきでないということと、不法行為によって侵害者が得た利益は権利者に帰属すべきものだということの 2 点である。しかし、前者は、当該利益を被害者が取得することの正当性を示すことができない。また、後者は、不法行為構成とは整合せず、むしろ侵害利得の論理と見るべきである。そこで、侵害利得のあり方を再検討すると、従来の一般的理解と異なり、所有権や特許権を含む様々な権利について、利用権設定や権利処分という取引の基盤を確保する必要性と、誰に利用させるかを決定する権利者の自由の保護という観点から、権利の利用・処分の結果の割当てを肯定すべき十分な理由が認められる。もっとも、この構成による場合、返還の対象は侵害者利益のうち被侵害権利に由来すると認められる部分に限られると解されるため、侵害者利益全部の返還請求の可否、構成および要件は、引き続き課題として残されている。

(3) 個人情報の収集・利活用の私法的規律について

プライバシー権と本人同意

プライバシー権については、公法において自己情報コントロール権とする理解が有力に主張され、その影響は民法学にも及んでいる。また、個人情報保護法制上、個人情報の取得や第三者提供において本人同意が重視されているのみならず、本人から事業者に対する開示請求、訂正請求、利用停止請求といった積極的請求権が認められている点は、強い権利としての構成を要請するようにも思われる。

これに対して、研究会では、プライバシー権の理解を、自己情報コントロール権から適正な個人情報の取扱いを受ける権利へと転換すべきとの試論が提示された。個人情報の適正な取扱いを実現するにあたり、取得時の本人同意のみを重視するのではなく、端的に、取扱い全体における適正さを追求する狙いがある。

この狙いを私法の側から受け止めるためには、事業者が提示する個人情報保護指針への個人顧客の「同意」の効力についての吟味が要請される。ここでの同意が私法上いかなる体系的地位にあるかの理論分析に基づき、その効力の及ぶ範囲が画定されなければならない。

AI による解析に対する保護

事業者が個人顧客から提供を受けた個人情報を AI に解析させる場合には、予想外の解析結果をもたらすことがありえ、AI による解析に対する保護が問われることになる。この問題については、個別研究において次の点が明らかにされた。

デジタル金融サービスでは、ロボアドバイザーなど、利用者等の個人情報が様々な形で収集され、利用者等に対するアドバイス提供のためのいわば「燃料」として用いられている。サービス提供者にとっては、利用者等の情報収集を容易かつ大規模に実施でき、その解析を通じてより個人に適した助言の提供が可能になるというメリットがある。他方で、現状では規制枠組みが不明確であるため、AIによる誤った解析についてどの主体が責任を負うのか問題となり得る。この問題に対応するための手法の一つとして注目に値するのが、AIによる解析結果を導くプロセスおよび学習モデルを可視化して、AIの透明性を確立するための枠組みの制定である。そのためのアプローチとしては、透明性を確保するための立法的介入、サービス提供者によるガバナンスの強化、および規制当局との連携を通じたシステム上のリスクの早期把握等が考えられる。

規制手法と立法の形式

事業者における個人情報の適正な取扱いを実現する上では、データを収集・解析する事業者と各個人との間の契約関係をどのような手法によって規律すべきかという点や、規制のために立法を行うとした場合に、どのような形式で立法が行われるべきかという点も問題となる。この問題については、個別研究を通じて次の点が明らかになった。

私人の行為を規制するべく、立法などを通じて新たな規範を定める場合に、どのような形式で当該規範を定めるべきなのかという問題について、日本の実定法学ではこれまで立ち入った検討が行われてこなかった。本研究では、アメリカにおける主として経済分析に依拠した研究のほか、ドイツの最新の研究成果を踏まえて、規範の内容が事前に（*ex ante*）立法者によって定められるべきか、それとも、事後に（*ex post*）裁判所などの規範の適用者によって定められるべきかという問題（事前・事後の問題）、規範をどれだけ詳細に定めるべきかという問題（規範の詳細さの問題）、規範を定めることによって生じる過剰規制あるいは過少規制の弊害をどのように小さくするかという3つの問題に整理して、規範の形式を分析する枠組みを提示し、それぞれの問題を判断するにあたって着目されるべき要素を明らかにした。事前・事後の問題の検討にあたっては、ルールとスタンダードをめぐる著名な分析において示されているように、規範の適用対象となる行動の頻度や同質性が重要な判断要素となる。規範の詳細さを検討するにあたっては、規範の適用頻度のほか、規範の陳腐化の速度などの要素も意味を持つ。過剰規制・過少規制の問題に関しては、近時、ビッグデータを活用した規制の *personalization*（個人化、個別化）という現象が注目を集めており、こうした新たな規制手法を適切な形で活用していくことが喫緊の課題となっている。

（４）不法行為法・その他民法に関する国際発信について

以上3つの研究課題に関する成果のほか、研究の国際発信の面でも、各自の個別研究を通じて以下の成果があがった。

まず、日本の不法行為法に関する大部の体系書が、英語・ドイツ語により出版された（計2冊）。不法行為法の個別テーマに関しても、忘れられる権利やAIと消費者保護の問題を取り扱ったものなど、英語・ドイツ語での研究報告や論文集・雑誌への寄稿が合計11件ある。また、ドイツ語圏に向けた最近1年間の最高裁判例の紹介も、継続している。

このほか、改正民法の施行を受けて、そのドイツ語訳・解説書（1冊）が出版されるとともに、改正法の個別テーマに関する英語での研究発表も計7件にのぼる。日本民法に関するドイツ語による研究発表は、物権法や法学方法論にも及んでおり（計8件）、日本法の国際発信に大いに貢献した。

なお、海外からの招へいについては、ウィーン大学、ルーバン・カトリック大学、バーゼル大学から著名な研究者を迎えて、EUデータ保護規則（GDPR）の全体構造、EUにおける基本権保護の枠組み、欧州司法裁判所の関連判例に関する最新の知見を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計95件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 村田健介	4. 巻 66 (12)
2. 論文標題 インターネット上の名誉毀損と民法法理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 490
2. 論文標題 忘れられる権利：フランス	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長野史寛	4. 巻 157 (1)
2. 論文標題 いわゆる『利益吐出し』と民法法理 侵害利得の可能性と限界を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 88-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 No. 20/20
2. 論文標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Max Planck Institute for Comparative and International Private Law Research Paper Series	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 23号
2. 論文標題 AI生成物・機械学習と著作権法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊パテント	6. 最初と最後の頁 131-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 50
2. 論文標題 Ueber wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2019	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 247-267
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 479号
2. 論文標題 AIと契約, 不法行為, 人格権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 38-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 38巻1号
2. 論文標題 ロボット事故と民事責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本ロボット学会誌	6. 最初と最後の頁 41-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 48
2. 論文標題 デジタルプラットフォームと個人情報の保護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 44-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須田守	4. 巻 1556号
2. 論文標題 行政手続のデジタル化と法的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 19-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 6号
2. 論文標題 物概念の現代的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民法研究第2集, 東アジア編	6. 最初と最後の頁 31-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿 = 大屋雄裕 = 小塚荘一郎 = 佐藤一郎 = 橋本佳幸 = 森田果	4. 巻 29号
2. 論文標題 専門家責任〔座談会〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 128-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 28号
2. 論文標題 知的財産保護と私法によるエンフォースメント デジタル時代の仲介者の責任をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 70-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 48
2. 論文標題 Schutz der Privatsphaere in einer vernetzten Welt Unter besonderer Beruecksichtigung des 'Rechts auf Vergessenwerden '	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ZJapanR/J.Japan.L.	6. 最初と最後の頁 3-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 48
2. 論文標題 A Theoretical Perspective on the Civil Liability of the Online Platform Operators	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ZJapanR/J.Japan.L.	6. 最初と最後の頁 71-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻2号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-106
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Antonios Karaiskos	4. 巻 48
2. 論文標題 Liability of Online Platforms in Japan: An Overview	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ZJapanR/J.Japan.L.	6. 最初と最後の頁 57-69
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 83
2. 論文標題 Juristische Methodenlehre in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Rabels Zeitschrift fuer auslaendisches und internationales Privatrecht	6. 最初と最後の頁 361-397
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.1628/rabelsz-2019-0020	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須田守	4. 巻 91巻9号
2. 論文標題 全自動発布処分を追試する	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 144-149
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Katsuyuki Wada	4. 巻 48
2. 論文標題 Digitale Registerpublizitaet im Recht der Mobiliarsicherheiten	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ZJapanR/J.Japan.L.	6. 最初と最後の頁 79-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 自動運転車の事故と民事責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 27-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Katsuyuki Wada	4. 巻 Sonderheft Nr. 14
2. 論文標題 Numerus clausus-Prinzip im japanischen Sachenrecht	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer japanisches Recht/Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 117-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須田守	4. 巻 184巻4号
2. 論文標題 処分全自動発布手続と調査義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hiroyuki Kansaku / Atsuko Kimura / Gabriele Koziol / Maximilian Lentz / Fumihiro Nagano / Mizuho Nakamura / Torsten Spiegel / Anna Katharina Suzuki-Klasen / Hiroshi Tanaka / Katsuyuki Wada, Unter der Leitung von Keizo Yamamoto	4. 巻 Bd. 23 Nr. 45
2. 論文標題 Uebersetzung des novellierten Zivilgesetzes 2020	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer japanisches Recht/Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 183-305
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 91巻4号
2. 論文標題 自動運転車の事故と民事責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 27-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 67巻2号
2. 論文標題 プライバシー侵害による差止請求権と「忘れられる権利」 - 最決平29・1・31を踏まえて -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 336-374
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Fumihiro Nagano	4. 巻 Vol. 35
2. 論文標題 Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Ritsumeikan Law Review	6. 最初と最後の頁 185-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計41件（うち招待講演 24件 / うち国際学会 19件）

1. 発表者名 カライスコス アントニオス
2. 発表標題 日本における人工知能と金融サービス：消費者保護の課題を中心として (Artificial Intelligence and Financial Services in Japan: Focusing on Consumer Protection Issues)
3. 学会等名 チェコ共和国財務省主催・国際会議「金融サービスにおける人工知能」(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Antonios Karaiskos
2. 発表標題 Data Governance and Consumer Protection in Japan
3. 学会等名 "FinTech, Governance and Sustainability: Legal Obstacles and Regulatory Challenges" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Antonios Karaiskos
2. 発表標題 Die Haftung von Online-Plattformen in Japan
3. 学会等名 Ruhr-Universitaet Bochum Japan Science Days 2018 Schutzbeduerfnisse und Gestaltungsmoeglichkeiten im Recht der Society 5.0 (Shaping the Law for a Society 5.0) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計67件

1. 著者名 丸山絵美子 編著 (吉政知広)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256 (43-65)
3. 書名 消費者法の作り方	

1. 著者名 潮見 佳男	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 532
3. 書名 新契約各論	

1. 著者名 潮見佳男	4. 発行年 2021年
2. 出版社 新世社	5. 総ページ数 288
3. 書名 基本講義 債権各論II 不法行為法 第4版	

1. 著者名 Keizo Yamamoto / Gabriele Koziol (Hrsg.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 312
3. 書名 Das reformierte japanische Schuldrecht— Erläuterungen und Text	

1. 著者名 E. Karner/U. Magnus/J. Spier/P. Widmer (eds.) (Gabriele Koziol)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Jan Sramek Verlag	5. 総ページ数 262 (91-103)
3. 書名 Essays in Honour of Helmut Koziol	

1. 著者名 山本 敬三、中川 丈久 編 (品田智史)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 442 (365-385)
3. 書名 法解釈の方法論	

1. 著者名 潮見 佳男	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 548
3. 書名 新契約各論	

1. 著者名 Keizo Yamamoto	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Jan Sramek Verlag	5. 総ページ数 194
3. 書名 Basic Features of Japanese Tort Law	

1. 著者名 橋本 佳幸、大久保 邦彦、小池 泰	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 390(82-193, 249-253, 307-334)
3. 書名 民法 [第2版]	

1. 著者名 Alexander Bruns and Masabumi Suzuki eds.(Tomohiro Yoshimasa)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 187(29-39)
3. 書名 Reactive Instruments of Social Governance	

1. 著者名 中原太郎 編著 (長野史寛)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592(151-177)
3. 書名 現代独仏民事責任法の諸相	

1. 著者名 曾我部真裕、林秀弥、栗田昌裕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 480(179-203, 303-346, 347-404, 406-451)
3. 書名 情報法概説 (第2版)	

1. 著者名 安永 正昭、鎌田 薫、能見 善久 監修 (横山美夏)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 528 (377-407)
3. 書名 債権法改正と民法学 債権総論・契約 (1)	

1. 著者名 愛知靖之、前田健、金子敏哉、青木大也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 520
3. 書名 知的財産法	

1. 著者名 Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.) (Tomohiro Yoshimasa)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 193 (43-50)
3. 書名 Preventive Instruments of Social Governance	

1. 著者名 Harald Baum/Moritz Baelz/Marc Dernauer (eds.) (Yuko Nishitani)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Carl Heymanns	5. 総ページ数 282 (213-244)
3. 書名 Self-Regulation in Private Law in Japan and Germany	

1. 著者名 藤村和夫、伊藤文夫、高野真人、森富義明 編 (潮見佳男)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 361 (26-43)
3. 書名 実務交通事故訴訟大系 第1巻	

1. 著者名 Gabriele Koziol/Helmut Koziol	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Jan Sramek Verlag	5. 総ページ数 119
3. 書名 Austrian Private Law	

1. 著者名 Keizo Yamamoto	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Jan Sramek Verlag	5. 総ページ数 220
3. 書名 Grundzuege des japanischen Schadenersatzrechts	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	橋本 佳幸 (Hashimoto Yoshiyuki) (00273425)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	村田 健介 (Murata Kensuke) (00551459)	名古屋大学・法学研究科・准教授 (13901)	
研究分担者	コツィオール ガブリエーレ (Koziol Gabriele) (10725302)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	西谷 祐子 (Nishitani Yuko) (30301047)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	愛知 靖之 (Echi Yasuyuki) (40362553)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	木村 敦子 (Kimura Atsuko) (50437183)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	カライスコス アントニオス (Karaiskos Antonios) (60453982)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	
研究分担者	品田 智史 (Shinada Satoshi) (60542107)	大阪大学・高等司法研究科・准教授 (14401)	
研究分担者	長野 史寛 (Nagano Humihiro) (60551463)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	吉政 知広 (Yoshimasa Tomohiro) (70378511)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	須田 守 (Suda Mamoru) (70757567)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山本 敬三 (Yamamoto Keizo) (80191401)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	横山 美夏 (Yokoyama Mika) (80200921)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	和田 勝行 (Wada Katsuyuki) (90551490)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	栗田 昌裕 (Kurita Masahiro) (30609863)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
連携研究者	田中 洋 (Tanaka Hiroshi) (10456767)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------